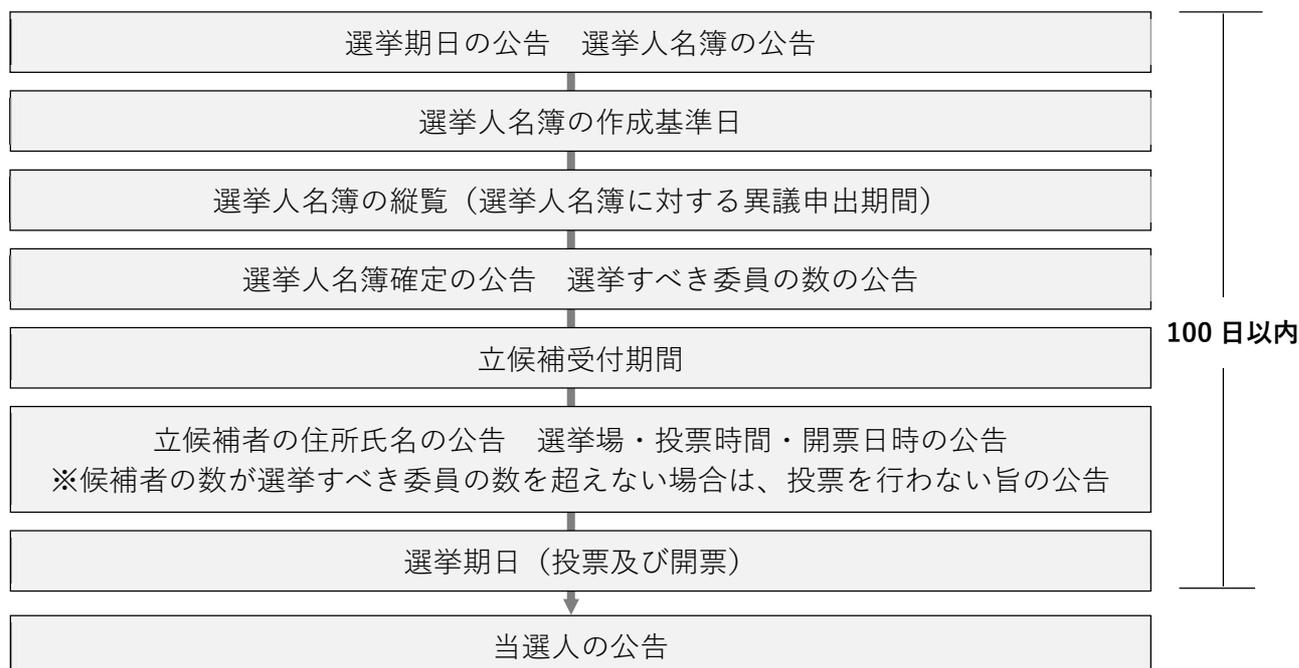


## 土地区画整理審議会の選挙について

### 1. 選挙日程



### 2. 選挙権と被選挙権

#### ① 所有権と借地権について

本事業施行地区内の土地について、選挙人名簿作成基準日現在で所有権又は借地権を有し、かつ選挙人名簿に記載されている方に各 1 個の選挙権と被選挙権があります。

また、同一人が所有権と借地権の双方を有している場合は、選挙権は各 1 個を有することとなりますが、被選挙権はいずれか一方となります。

#### ② 共有の場合

共有の場合は、代表者を選任していただき、1 個の選挙権と被選挙権を行使することができます。

#### ③ 権利者が死亡している場合の取扱い

死亡されている権利者の相続人が選挙権及び被選挙権を行使するためには、相続の手続きが必要となります。

#### ④ 借地権が未登記の場合

未登記の借地権は、権利の申告により本事業の借地権として扱うことができるようになります。借地権者として審議会委員に立候補する場合は、選挙人名簿作成基準日までに権利の申告を行うことが必要となります。

### 3. 選挙権の制限

選挙期日において、次のいずれかに該当する場合は、被選挙権はありません。

#### ① 未成年者

#### ② 拘禁以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでにまたはその執行を受けることがなくなるまでの者